

川西市・猪名川町共催
令和6年度集団指導資料

令和6年度ケアプラン点検について

川西市福祉部介護保険課
猪名川町生活部保険課

令和6年度 集団指導

ケアプラン点検について

川西市福祉部 介護保険課

根拠

○介護保険法第115条の45第3項第1号（地域支援事業）

第3項 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

第1号 介護給付等に要する費用の適正化のための事業

○第9期 川西市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

基本目標5 介護サービス基盤の整備と介護サービスの介護人材確保
によるサービスの充実及び適正な運営の確保

介護給付適正化主要事業 ①要介護認定の適正化②ケアプラン点検
③医療情報との突合・縦覧点検

定義

○平成20年厚生労働省告示第31号

(介護保険法施行令附則第8条第1項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業)

2 介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう)が作成した介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)の内容について、市町村職員等が、当該介護支援専門員に係る事業者への訪問による調査、当該事業者から提出された居宅サービス計画等の確認その他の方法により点検し、および当該事業者その他必要な者に必要な指導を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業

ケアプラン点検の目的

ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なものであるか、介護支援専門員と共に検証確認しながら「気づき」を促し、必要に応じ改善を求めるなど適正な給付と資質の向上に取り組めます。

また、国民健康保険団体連合会（国保連）の適正化システムなどを活用し、心身の状態にそぐわないサービス提供への対応や、近年増加している高齢者向け住まいでのサービス提供の実態把握などに焦点を当てた効果的なケアプラン点検を実施します。

参考：介護保険最新情報Vol.1009 令和3年9月22日

厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課

令和6年度 ケアプラン点検

	主な内容	件数
第1回	<ul style="list-style-type: none">・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・看護小規模多機能型居宅介護	29件
第2回	<ul style="list-style-type: none">・訪問介護（生活援助中心型のみ利用）・要介護4・要介護5かつ福祉用具貸与（杖・歩行器）	14件
第3回	<ul style="list-style-type: none">・サービス付き高齢者向け住宅等・要介護1かつ訪問介護の利用	30件
申請時 (R7.2.18 時点)	<ul style="list-style-type: none">・短期入所日数が要介護認定期間のおおむね半数を超える理由書・福祉用具貸与の例外給付申請・訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプラン届出	49件
	合計	122件

令和6年度 ケアプラン点検の方法

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

ひと、くらし、みらいのために

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

↑ ホーム

カスタム検索 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

↑ [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [介護・高齢者福祉](#) > [介護職員・介護支援専門員](#) > [ケアプラン点検について](#)

[〈ケアプラン点検支援ツール Windows用〉](#)

[〈ケアプラン点検支援ツール Mac用〉](#)

 [〈ケアプラン点検支援ツールマニュアル〉\[2.0MB\]](#) 

(令和4年度 厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金

「AIを活用した効果的・効率的なケアプラン点検の方策に関する調査研究事業」)

株式会社NTTデータ経営研究所



詳細こちら

ケアプラン点検支援ツール

評価区分	生活の全体像の把握	疾病・心身状態の把握	主訴・悩みの把握・尊重	課題の分析	課題を解決するためのサービス計画	家族の状況の把握と支援	多職種との連携	運営判定基準
D	1	3	2	1	1	1	2	要確認



面接時のアドバイスポイント

以下の点検項目に関する記載内容は課題があるようです。

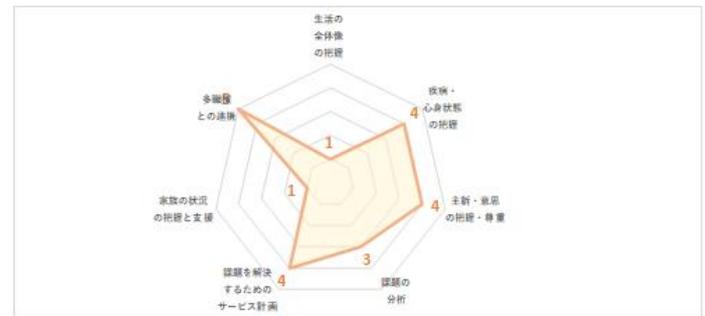
■ 重点ポイントアドバイス

- No. 2(アドバイス)
- 14 No.54(ケアプランの位置付け)から行っている多職種での連携)について当該時確認することをお勧めします。
- 19 No.19(生活歴)について当該時確認することをお勧めします。
- 51 No.51(サービス事業所との連携・モニタリング内容)について当該時確認することをお勧めします。
- 27 No.27(利用者及び家族のニーズに対する前向きな対応)について当該時確認することをお勧めします。
- 30 No.30(利用者や多職種との連携)について当該時確認することをお勧めします。

■ 生活の全体像の把握

- No. 2(アドバイス)
- 18 No.18(現在の生活状況)について当該時確認することをお勧めします。
- 16 No.16(一日の過ごし方)について当該時確認することをお勧めします。

評価区分	生活の全体像の把握	疾病・心身状態の把握	主訴・悩みの把握・尊重	課題の分析	課題を解決するためのサービス計画	家族の状況の把握と支援	多職種との連携	運営判定基準
B	1	4	4	3	4	1	5	要確認



面接時のアドバイスポイント

以下の点検項目に関する記載内容は課題があるようです。

■ 重点ポイントアドバイス

- No. 2(アドバイス)
- 22 No.22(利用者及び家族のニーズに対する前向きな対応)について当該時確認することをお勧めします。
- 48 No.48(在宅サービス提供の交付)について当該時確認することをお勧めします。
- 19 No.19(生活歴)について当該時確認することをお勧めします。
- 39 No.39(連携)の敷合件(一日の過ごし方)について当該時確認することをお勧めします。
- 16 No.16(一日の過ごし方)について当該時確認することをお勧めします。

■ 生活の全体像の把握

- No. 2(アドバイス)
- 16 No.16(一日の過ごし方)について当該時確認することをお勧めします。

令和6年度ケアプラン点検 視 点①

福祉用具貸与と販売の選択制について

令和6年4月より貸与と販売の選択制が導入され、下記の種目が特定福祉用具販売の給付対象に追加されたことから、

介護支援専門員又は福祉用具専門相談員は、

利用者に対して、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択にあたっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行う必要がある。

参考：介護保険最新情報Vol.1296 令和6年8月2日 厚生労働省老健局高齢者支援課

令和6年度ケアプラン点検 視 点②

(運営基準)

第13条

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(略)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第199条の2

四 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

令和6年度ケアプラン点検 視点③

住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の不適切なケアマネジメント

1. 個別性の欠如： 利用者個々の意向や課題が考慮されることなく、ケアプランが画一的なものとなっている。
2. 過剰なサービス： 利用者の意向や状態を考慮せず、アセスメントからは必要性が見いだせない住まい事業者と同一法人によるサービスを、ケアプランに設定している（その結果として区分支給限度基準額上限までサービスが設定されている、など）
3. サービスの不足： 本人の希望するサービスや客観的に必要性の高いと考えられるサービスがケアプランに組み込まれていない、あるいは検討自体なされていない（ケアマネジャーから見て利用者にとって必要なサービスをケアプランに位置づけることが難しい場合がある）
4. 事業所選択の権利侵害の懸念： 住まいと同一法人が提供するサービスの利用を、合理的な理由もなく、また利用者の意向も踏まえずに利用者に求めており、この対応にケアマネジャーも同調している（同調せざるを得ない状況にある）
5. ケアマネジメントサイクルの問題： ケアプランの見直しが法定のタイミング（認定更新時や区分変更時）以外では、ほとんど行われていない。

2. 高齢者向け住まいでの介護保険サービス利用にあたって

【入居者・入居検討中の方やご家族向け】

高齢者向け住まいでの介護保険サービス利用にあたって確認したいポイント

 [入居者・入居検討中の方・ご家族向け資料啓発資料\[PDF形式\]\[759KB\]](#) 

高齢者向け住まい運営事業者・職員、ケアマネジャーの方向け

高齢者向け住まいにおけるケアマネジメントの考え方

 [高齢者向け住まい運営事業者・職員向け啓発資料\[PDF形式\]\[1.4MB\]](#) 

 [ケアマネジャー向け啓発資料\[PDF形式\]\[3.9MB\]](#) 

参考：不適切なケアマネジメント事例

住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の入居者を担当されるケアマネジャーの皆様へ

大丈夫？
知らず知らずのうちに
“不適切なケアマネジメント事例”
を作り出していませんか？

住宅型有料老人ホーム、
サービス付き高齢者向け住宅における
ケアマネジメントの考え方



2022年3月

令和3年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業
「サービス付き高齢者向け住宅等における
適正なケアプラン作成に向けた調査研究」
事務局・編集 株式会社日本総合研究所

令和6年度ケアプラン点検 視点④

介護保険最新情報

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について

Vol. 1286 令和6年7月4日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

居宅サービス計画書標準様式及び記載要領

- 第1表:「居宅サービス計画書(1)」

⑬「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」

利用者及びその家族が、どのような内容の介護サービスをどの程度の頻度で利用しながら、どのような生活をしたいと考えているのか意向を踏まえた課題分析の結果を記載する。

その際、課題分析の結果として、「自立支援」に資するために解決しなければならない課題が把握できているか確認する。

そのために、利用者の主訴や相談内容等を踏まえた利用者が持っている力や生活環境等の評価を含め利用者が抱える問題点を明らかにしていくこと。なお、利用者及びその家族の生活に対する意向が異なる場合には、各々の主訴を区別して記載する。

(一部抜粋)

居宅サービス計画書標準様式及び記載要領

- 第2表：「居宅サービス計画書（2）」

- ④「サービス内容」

(略) なお、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、

当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載する必要があるが、その理由を当該欄に記載しても差し支えない

(一部抜粋)

居宅サービス計画書標準様式及び記載要領

- 第2表:「居宅サービス計画書(2)」

⑧福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由

福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。

なお、理由については、別の用紙(別葉)に記載しても差し支えない

(一部抜粋)

居宅サービス計画書標準様式及び記載要領

- 第3表:「週間サービス計画表」

- ①「主な日常生活上の活動」

利用者の起床や就寝、食事、排泄などの平均的な一日の過ごし方について記載する。

例えば、食事については、朝食・昼食・夕食を記載し、その他の

例として、入浴、清拭、洗面、口腔清掃、整容、更衣、水分補給、体位変換、家族の来訪や支援など、家族の支援や利用者のセルフケアなどを含む生活全体の流れが見えるように記載する。

(一部抜粋)

居宅サービス計画書標準様式及び記載要領

- 第5表:「居宅介護支援経過」

(略) 第5表「居宅介護支援経過」は、介護支援専門員等がケアマネジメントを推進する上での判断の根拠や介護報酬請求に係る内容等を記録するものであることから、介護支援専門員が日頃の活動を通じて把握したことや判断したこと、持ち越された課題などを、記録の日付や情報収集の手段（「訪問」（自宅や事業所等の訪問先を記載）、「電話」・「FAX」・「メール」（これらは発信（送信）・受信がわかるように記載）等）とその内容について、時系列で誰もが理解できるように記載する。

- ・ 日時（時間）、曜日、対応者、記載者
- ・ 利用者や家族の発言内容
- ・ サービス事業者等との調整、支援内容等
- ・ 居宅サービス計画の「軽微な変更」の場合の根拠や判断

(一部抜粋)

令和6年度ケアプラン点検(第1~3回)アンケート結果

●このケアプランについて

	積極的(非常)にしている(思う)	どちらかと言えはしている(思う)	どちらかと言えはしていない(思わない)	ほとんどしていない(思わない)	どれとも言えない・わからない
①利用者の生活の自立を意識している	31	38	3	0	1
②自立支援の視点を意識している	30	39	1	0	3
③他の介護支援専門員(計画担当者)の意見を求めている	17	32	9	11	4
④インフォーマルサービスを盛り込むことを意識している	15	40	11	6	1
⑤事例検討を行っている	20	22	13	14	4
⑥地域包括支援センターが行う地域ケア(個別)会議に参加している	8	13	16	27	9
⑦ケアプランや支援の内容について他の専門職などから意見を聞くことを重要だと思う	44	26	2	0	1

n=73

令和6年度ケアプラン点検(第1~3回)アンケート結果

●このケアマネジメントにあたり困っていることはありますか
(○は3つまで)

1. 本人の意思を反映したケアマネジメントの実施	27
2. 必要なサービスの不足	11
3. 権利擁護の必要性の判断・対応	2
4. 入院・退院時の調整	3
5. 支援に関わる事業者間の連携確保	3
6. 家族との連携や支援	16
7. 主治医や病院等医療機関との連携	10
8. 地域との連携	20
9. その他	5
10. 特にない	19

73ケース中
19ケースは
特にないを
選択

ケアプランの強み

(令和6年度 第1~3回のアンケートより)

- ご自身が手足の冷えがあり、装飾品がお好きであるということに対し、認知症マフ※使用を検討しプランに入れた。
- 洗濯物の整理等、日常の家事をケアプランに取り入れ積極的に参加して頂くことで日常生活動作が維持向上できるようプランを作成した。
- ご本人の糖尿病に対する認識はある。しかし、認知症を発症したことによりインスリンや内服管理が厳しくなっている。主治医、訪問看護、施設看護師、家族、介護ヘルパーの多職種が支援にかかわることで、本人が役割を持ちインスリン注射の継続、正しい内服が継続できている。
- 支援を開始した当初は寝たきりの状態でしたが、必要なタイミングで必要な支援を導入していった為、心身ともに状態が改善し、笑顔が多くみられるようになりました。

※「マフ」とは、毛糸で編まれた筒状のニット小物で、もともとは防寒具でした。イギリスでは「twiddle muff」と呼ばれ病院や高齢者施設で認知症高齢者ケアのために使われています。



令和6年度ケアプラン点検結果をふまえた チェック項目

- 1 運営規程に定めている課題分析様式を使用していますか。
- 2 アセスメント表の記載内容が、認定調査票を写したものになっていませんか。
- 3 アセスメント表に空欄はありませんか。
- 4 第1表には本人及び家族の意向だけでなく、意向を踏まえた課題分析の結果を記入していますか。
- 5 福祉用具の貸与について、使用目的がケアプランに記載されていますか。
- 6 通所介護、訪問介護等の計画書や個別訓練機能計画書を確認していますか。
- 7 週間サービス計画書に空欄はありませんか。
- 8 経過記録では単なる経過の記載だけでなく、モニタリング結果も記載していますか。
- 9 家族の介護負担を重要視しているにもかかわらず、家族の担っている役割が全く記載されていないケアプランになっていませんか。